

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社前田組

業者の住所 : 大阪府高槻市藤の里町9-2

2 指名停止の期間 : 令和4年7月29日～令和4年11月28日(4か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者は、令和4年5月10日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。

①高槻市発注の工事において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないAを主任技術者として配置し、資格要件を満たす主任技術者を配置しなかったため、建設業法第26条第1項の規定に違反し、また、高槻市の請負契約に係る一般競争入札において、事前に技術者名簿にAが10年以上の実務経験年月数があるとする登録を同市から受けるなど公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとして、30日間の営業停止処分。

②令和3年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、技術職員実務経験申立書にAの虚偽の経歴を記載し、技術職員名簿に資格要件を満たさない同人を記載したとして、指示処分。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)